

令和6年2月21日開会
令和6年2月21日閉会

令和6年2月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和 6 年 2 月 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和 6 年 2 月 2 1 日 午後 1 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の  
職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及  
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第 6 号 令和 5 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予  
算（補正第 4 回）

議案第 7 号 令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第 3 号～議案第 7 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 5

~~~~~

**出席議員（１６人）**

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 土 光 | 均   | 2 番  | 奥 岩 | 浩 基 | 3 番  | 今 城 | 雅 子 |
| 4 番  | 中 田 | 利 幸 | 5 番  | 戸 田 | 隆 次 | 6 番  | 稲 田 | 清   |
| 7 番  | 渡 辺 | 穰 爾 | 8 番  | 荒 井 | 秀 行 | 9 番  | 森 岡 | 俊 夫 |
| 10 番 | 山 路 | 有   | 11 番 | 米 本 | 隆 記 | 12 番 | 景 山 | 浩   |
| 13 番 | 勝 部 | 俊 徳 | 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 中 原 | 信 男 |
| 16 番 | 三 好 | 晋 也 |      |     |     |      |     |     |

~~~~~

欠 席 議 員 （ 0 人 ）

~~~~~

**説明のため出席した者**

|              |        |     |     |           |      |           |
|--------------|--------|-----|-----|-----------|------|-----------|
| 管理者          | 米子市長   | 伊 木 | 隆 司 | 副管理者      | 境港市長 | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者         | 日吉津村長  | 中 田 | 達 彦 | 〃         | 大山町長 | 竹 口 大 紀   |
| 〃            | 伯耆町長   | 森 安 | 保   | 〃         | 日南町長 | 中 村 英 明   |
| 〃            | 日野町長   | 埴 田 | 淳 一 | 〃         | 江府町長 | 白 石 祐 治   |
| 〃            | 米子市副市長 | 伊 澤 | 勇 人 |           |      |           |
| 事務局長         |        | 三 上 | 洋   | 消防局長      |      | 赤 川 紀 夫   |
| 消防局参事兼米子消防署長 |        | 安 達 | 憲 吾 | 事務局総務課長   |      | 矢 野 伴 典   |
| 消防局総務課長      |        | 岩 田 | 幸 博 | 事務局施設管理課長 |      | 本 池 将     |

|                  |       |         |        |
|------------------|-------|---------|--------|
| 事務局ごみ処理施設整備課長    | 生田 公志 | 消防局予防課長 | 後藤 典明  |
| 消防局警防課長          | 吉木 和宏 | 消防局指令課長 | 生田 圭一郎 |
| 事務局総務課入札財政担当課長補佐 | 三原 剛  |         |        |

~~~~~

議 会 担 当 職 員

書記長	瀬尻 かおり	書記	近藤 隆
-----	--------	----	------

~~~~~

### 午後 1 時 0 0 分 開 会

○**稲田議長** これより、令和 6 年 2 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○**稲田議長** 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので御了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

### 第 1 会議録署名議員の指名

○**稲田議長** それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第157条の規定により、5番、戸田議員及び10番、山路議員を指名いたします。

~~~~~

第2 会 期 の 決 定

○**稲田議長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と声あり。

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第3 議案第3号～議案第7号

○**稲田議長** 次に、日程第3、議案第3号から第7号までの5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○**伊木管理者**（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第3号から議案第7号までの5議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年4月から米子市長の給料の月額が引き上げられることなどを踏まえ、本組合の議会の議員、監査委員、管理者及び副管理者の報酬の年額を引き上げるものです。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員について、地方自治法の一部改正に伴う勤勉手当の支給及び勤務1時間当たりの給与額等の算出方法の見直しを行うため、所要の整備を行うものです。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料の標準額が引き上げられたことに伴い、本組合における審査手数料の額を引き上げるものです。

次に、議案第6号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）は、本年度末の退職職員の増に伴い、退職手当を増額するもので、歳入歳出それぞれ164万5,000円を追加し、補正後の予算総額を56億9,352万3,000円とするものです。

次に、議案第7号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努めながら、必要な事業を計画的に実施することとしております。

以下、歳出の主なものについて、御説明いたします。

まず、総務費ですが、旧灰溶施設解体撤去事業は、旧灰溶融施設の解体撤去工事の実施に向けて、施設内のアスベスト等の含有調査などを行うとともに、その調査結果を踏まえた解体撤去工事の設計業務を行うものでございます。

次に、衛生費ですが、最終処分場用地取得事業は、最終処分場の建設用地の取得に向け、関係住民等に対して施設整備概要の説明や先進地視察を行うものです。また、多面的活用事例調査事業は、官民連携や余熱利用など、ごみ処理施設の多面的な利活用の方法を調査するため、先進地調査を実施するものでございます。

次に、消防費ですが、米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業は、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、大規模改修工事の実施に向けて設計業務を行うものです。また、火災予防業務電子化事業は、消防に提出される申請や届け出の処理を電子化することにより、申請者等の利便性の向上を図るとともに、審査など内部手続きの効率化を図るものでございます。

これら歳出に対する歳入でございますが、繰入金、諸収入、組合債などの財源を充当した上で、市町村負担金を計上しております。

その結果、令和6年度の一般会計予算の総額は、50億3,961万7,000円となり、前年度予算と比較しますと、7億5,883万7,000円の減額としております。

また、市町村負担金につきましては、45億6,295万4,000円となり、前年度と比較しますと、3億4,357万1,000円の減額としております。

次に、債務負担行為ですが、不燃物処理施設維持・補修事業の計装設備補修工事ほか4件につきまして、機器の調達に1年以上の期間を要することや、工期を単年度から2か年度事業へと変更したことから、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

今後も引き続き、歳出の抑制と歳入の確保に努めることで、市町村負担金の年度間の変動を極力抑えながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上、各議案につきまして、御説明を申し上げます。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○**稲田議長** 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、戸田議員。

○戸田議員 米子市選出の戸田でございます。よろしくお願いいたします。本定例会に当たりまして、2点質問してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、常備消防の組織体制について質問してまいりたいと思います。まず初めに、常備消防組織における現在の職員定数の内容について伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防職員の定数に関する御質問でございます。当組合職員定数条例第2条第1項第4号により、消防職員は292名と規定されているところです。また、同条例第3条の規定によりまして、救急救命士免許取得研修中の職員及び初任教育中の職員並びに鳥取県消防学校の教官及び鳥取県消防防災課職員として派遣されている者については、定数外職員としているものです。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 先般、能登半島の地震がありました。その中で、本組合としても緊急消防援助隊として災害復旧に従事されたというふうに伺っておりますが、その内容についてまず伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 能登半島地震の派遣内容についての御質問であります。令和6年1月9日から1月19日までの11日間、鳥取県大隊西部消防局中隊といたしまして、第4次派遣隊までの計20隊、延べ65名が、被災地の石川県穴水町を拠点に行方不明者の捜索活動及び救急活動を実施したところです。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 緊急消防援助隊に従事され、職員は大変だったろうなというふうに私は思っております。まずもって、衷心より感謝申し上げたいというふうに思いますが。

そこで視点を変わりますと、消防職員の退職者の増ということではいろいろと報告は受けておりますけれども、その退職者の内容についてまず伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防職員の退職に関する御質問でございますが、近年、5年間の退職者のうち、定年退職及び早期退職制度に応じた者以外の退職者にありましては、令和元年度が2名、令和2年度が2名、令和3年度が3名、令和4年度が7名、令和5年度が8名となっている状況でございます。

参考としまして、過去10年間の自己都合による早期退職者の合計は44名おりまして、年平均で4.4人でありました。

早期退職の理由は様々ではありますが、ここ近年は若年層の早期退職が全国的な問題となっておりまして、今年度、総務省消防庁より、消防職員の中途退職者に関するアンケート調査も実施されたところでございます。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 10年間で約44名、年平均4.4人だということで、早期退職者が目立ったということでございます。そうした中で、いろいろと退職者の内容については御報告で伺うわけですが。

視点を変えますと、国のほうから育児休業の取得推進に係る通達が私は発出されたというふうに伺っておるんですけど、その内容について伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 育児休業の取得推進に関する御質問でございますが、総務省消防庁より、令和5年6月13日付、男性消防職員の育児休業の取得推進に向けた取組の一層の推進についての通知が全国の消防に発出されたもので、この通知の具体的な数値目標として、令和7年度までに取得率50%、令和12年度までに85%を目標に取り組むよう示されており、また、この通知文には、男性消防職員が当たり前に育児休業を取得できることは大変重要で、将来的な消防職員の確保につながると示されているところであります。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 当たり前に取得をしていかなければならない。当たり前という語句がちょっと適切であるかどうかって私も当局のほうに伺いましたら、国の通達文書の中に、当たり前という文言が入っておるという内容でございましたけれども。今、若年層の退職者が44名、10年間でありましたが。そうした中で、他方、今の育児休業の促進の内容について国から通達があってきたということで、編隊に当たっては大変苦勞しておるのではなかろうかと私は疑義があるわけでございますが。

そうした中で、育児休業の今の取得状況並びに今後の方向性について伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 育児休業の現状などに関する御質問でございますが、過去5年間の育児休業取得対象者となります、子が1歳までの職員につきましては、合計で115名。年平均では23名であり、このうち実際に育児休業を取得した職員は、令和元年度と令和2年度に1名ずつ、令和3年度に4名、令和4年度に5名でありました。今年度、令和5年度にありましては、対象者21名中、実際に取得した職員は、本日現在13名。取得率にして62%の状況で、今後も国の育児休業補償制度の拡充により、さらに取得者は増加するものと予測しております。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 育児休業を取得していかなければならないということで、対象者が百十何名。今年度に当たっては13名の方が取得されたという形でございますけれども、やはり私は先ほども申しましたように、緊急消防援助隊で65名も出ていく。で、育児休業を取られて、定数から減になっていると。編隊がなかなか編成しにくい状況になっているのではないかなどと推察をしているわけでございますけれども。

今後考えますに、やはり常備消防力の組織を堅持していくという観点からいけば、やはり、定数が292名というふうに伺ったわけですが、これからは定数を拡充していかなければならないというふうに私は推察するわけですが、その辺を当局はどのように考えておられますか。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防職員の定数の拡充に関する御質問でございますが、職員の早期退職並びに育児休業取得の推進につきましては、これは当局のみならず全国共通の課題と捉えておりまして、今後時勢に合わせた対策が必要と考えているところです。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 先般、構成市町村の米子市さんにも、職員課の課長に伺ってみました。やっぱり育児休業の取得の状況どうですかと。大変です。ということは定数外でその措置をしているというような状況もちよっと側聞をしたわけですが、やはりそういうふうなことを鑑みれば、これから定数をやっぱり拡充をして、常備消防の組織体制を堅持していくのが使命であろうというふうに思うわけですが、これから今の今年度の13名の方が育児休業を取られる。で、若い職員が早期退職していくというようなことを総合的に勘案していけば、やはり私は、10名程度の定数を増やしていくというような今後の方向性を見いだしていく必要があるのではないかというふうに思いますけど、管理者はその辺はどうですか。

○稲田議長 伊木管理者。

○伊木管理者 この育児休業と常備消防の体制についての総合的な御質問でございますけれども、今回、育児休業の推進と、それから条例定数外となります育児休業職員の欠員補充対策といたしまして、令和7年度から2か年で新規職員採用数10名程度増員して実施する予定としております。今後も社会情勢と当局の実情に見合った職員採用を行いながら、消防力の堅持に努めていきたいと考えております。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 今後10名程度新規採用職員で手当をするというような答弁であろうというふうに思いました。やはり常備消防組織というのは、やはり圏域住民の身体・生命・財産を守る、これが大きな使命であろうというふうに思います。そういう中でいけば、私も消防で従事した経験があるわけですが、やはり堅持をしていかなければならない。それには定足数、定足をしてある程度人員を配置しておかなければ編隊もできないという状況になっては、私はいけないというふうに思います。そういうふうな観点でいけば、やはり先ほど言いましたように、圏域住民の皆さん方の身体・生命・財産を守るという使命からいけば、やはり常備消防の組織をもっと拡充をして、体制を整えていくというのが私は求められているというふうに思いますので、これは十分に検討して、今後の課題としても受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、エコスラグセンターの解体事業について伺っていききたいと思います。エコスラ

グセンターの解体事業については、この質問については2月13日でしたか、私、通告いたしました。その後、当局のほうから委員会資料、広域行政の市町村圏計画の実施計画に挿入するというので資料を頂いたんですが、私は、質問に入ります前に、やはりこういうような情報は閉会中の委員会でも活発的に活用されて、情報提供をしていくべきだというふうに思いますよ。そのようなことは、私は答弁を求めませんけれども、やはりそういうところが少し足りておらないのかなというふうに私は苦言を呈しておきたいというふうに思います。

まず、エコスラグセンターの解体事業についてスケジュールを伺っておきたいと思います。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 エコスラグセンターの解体事業のスケジュールについてでございます。施設の解体事業につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画しており、令和6年度にアスベスト・ダイオキシン類含有量調査及び土壌汚染状況調査を行った上で解体設計業務を実施し、令和7年度から8年度に解体撤去工事を予定しているところでございます。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 それで、スケジュールを伺ったんですが、概算費用で委員会の資料を見ますと、8億4,200万円概算費用が見込まれておられます。これから実施、7年度、8年度ということになれば、部材の高騰があって膨らむ可能性があるわけですが、そういうふうなことを考えれば、今の財源をどうしていくかというのが一つの考え方であろうというふうに思いますが、解体事業に係る財源についてはどのように考えておられますか。その辺を伺っておきたいと思います。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 解体事業に係る財源についてでございます。令和7年度から予定をしております施設の解体撤去工事につきましては、鳥取県と相談をしながら、解体撤去工事費が対象となる国庫補助金や起債メニューを調査しているところでございます。現時点におきましては、起債充当率が90%でございます公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能であるということを確認しているところでございます。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 起債充当率90%ということで、以前の報告では、統合するということで起債充当率90%で、地方交付税が50%の措置があるかなというふうな答弁があったんですが、今は起債の90%の充当率であって、地方交付税措置はないということでございますか。その辺を確認しておきたいと思います。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 地方交付税の措置の状況についてでございます。公共施設等適正管理推進事業債につきましては、現在のところ地方交付税の措置はございません。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 約8億5,000万円の巨費を投じていく。で、起債の充当率90%。例えば15年間で返済すると、年間に約7,000万円弱の一般財源を投入していかなければならないというまあ逆算になるんですけれども。やはり50%の交付税措置があれば、7,000万円のうちの約3,500万円が交付税措置の対応になって、一般財源が約3,500万円という、まあ負担の軽減化が図れるということになるんですけれども、やはりもっと今の補助メニューについて十分に探求する必要があるのではないかというふうに考えますが、その辺のところ当局はどういうふうに考えておられますか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 補助メニューの探求についてのお尋ねでございます。現在も活用可能な補助金や地方交付税措置のある起債メニューにつきまして調査をさせていただいてるところでございます。圏域住民の負担軽減の観点からも、今後も引き続き鳥取県と連携を図りながら、財政上有利な補助金ですとか、起債メニューを調べてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 それでまあ十分に検討しているということですが、先般、ある国会議員の事務所で、この問題をちょっと秘書と話してみました。それで交付税措置がないとどうなのかなあということでお話をさせていただいたんですけれども、やはりそういうふうな方々にもお話をして、支援を仰ぐというのも一つの考え方ではなかろうかなと私は思うんですが。やっぱり地元の国会議員の先生方にも、そういうふうな情報リークをしながら、ともにこの問題について解決していくというような一つのスタンスも私はあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田議長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 エコスラグセンターの解体に係る財源の確保についてであります、思いは戸田議員と全く同じでありまして、大変な経費が掛かる解体作業であります。解体ということでありますので、何を生み出すものでもないというところでもあります。ぜひ有利な財源を確保したいということで、先ほど事務局長のほうから御答弁申し上げたとおり、目を皿のようにして調べているところでもあります。御提案のあったとおり、国会議員の皆様方のお知恵をお借りするっていうことも含めて、できる限り手を尽くして財源確保に努めてまいりたいと、このように考えます。以上です。

○稲田議長 戸田議員。

○戸田議員 先ほども伊澤副管理者からありましたように、やはり巨費を投ずるということになれば、一般財源の負担軽減ということは圏域住民の皆さん方の負担軽減につながるという観点でございますので、やはり十分にもっと県に上がったり、いろんな多方面にもそういうふうな相談をかけたりして、この問題に私は立ち向かっていただきたいというふうに思うところでもあります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○稲田議長 次に、土光議員。

○土光議員 米子市からの選出の土光均と申します。

今日は、次期一般廃棄物処理施設に関して、候補地が、今、決定されていろいろ議論がされています。候補地の1つの彦名地区からこの選定に関して様々な、いわゆる要求書というものが出されて、今、そのやり取り、意見調整委員会が開かれている、そういう状況だと思います。

私はこの中の様々な論点の中で2つのことを取り上げて、当局の見解をただしたいと思います。1つは、用地選定委員会の公平性について疑問が出されています。

まず、お聞きします。この彦名地区の方々は用地選定委員会の公平性、疑問を呈していますが、この理由、論点はどういった内容かというのを簡単に説明ください。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 彦名校区のほうからは11項目にわたって要求書のほうを頂いております。この項目につきましては、すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、全ては申し上げることはできませんけれども、この間の、彦名校区自治連合会への説明の中で、私どもとしては候補地の選定理由、それから意見調整委員会でどういう話があったかということをお報告させていただきながら選定理由の説明等をさせてきていただいたわけでございますけれども。その中で様々な観点から、まあ11項目ということですが、校区の皆様が疑問に思っている中で、私どもとしては現在までの間で御説明をしておりますけれども、御納得をいただけないその部分につきまして要求書の提出をいただいたというところでございます。

それで公平性の観点につきましては、この用地選定委員会の中で、ある委員さんが建設候補地の自治連合会の会長の職にあるという中で、公平性が担保されていたかどうかということにつきまして地元の連合会の皆様は、公平性が確保されていないのではないかというようなお話になっているというところでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 要は、候補地の1つで尾高・日下地区、ここの自治会の関係者が用地選定委員会、まあ一応これは、用地選定委員会は米子市の自治連合会の会長という立場では出ていますが、その自治会長さんは尾高・日下地区の自治会の会長さんであるんで、その選定時の当事者ではないか。その当事者が用地選定委員会の議論に加わっているのは、これは公平性が欠けるのではないか、という問題提起だと思います。

これに関して当局は意見調整委員会等で、公平性は保たれているというふうな見解を述べられています。この理由についてお伺いします。

○稲田議長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 用地選定の公平性に関します当局の見解でございますが、まず、候補地の評価基準の審議に先立ちまして、令和3年8月25日に第1回

の用地選定委員会が開催されておりまして、現在、議員から御指摘のありました委員さんにつきましては、この時点で委員に就任をしていただいております。その後、12月になりまして構成市町村のほうから調査対象地の報告をいただいておりますが、それまでの間に候補地の評価基準のおおむねの内容が固まっていたということで、この評価基準に関しまして何ら、利害関係者等と地元の方が考えられているそういった方からの影響は全くないということでございます。

また、この第3回までにおおむねの審議が終わりました評価基準につきましては、例えば道路に歩道があるだとかないだとか、あるいは調査対象地の地形が平らであるのかどうなのか、そういった事実に基づいて評価の点数をつけていくということでありましたので、個人個人の委員の恣意的な点数の操作ができるようなものではなかったということ。

そしてさらに最後の委員会になりますが、最終的に組合のほうに答申書を頂いたわけでありまして、その審議をする際には、その用地選定委員会のほうを御欠席いただいたという経過がございます。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 今、最後に言われた第9回の用地選定委員会、これは、今、事務局が用地選定委員会の当事者に欠席を要求した。そういったことを述べられました。これ、欠席を要請した理由は何ですか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 最後の委員会の欠席を要請したというその理由でございますが、最後の委員会が令和5年の3月にございましたが、その直前に米子市の市議会の中で、これは議員さんからの質問でありましたけれども、その該当の地区のほうに米子市のほうに要望書を出されたというような御発言がありましたので、その委員さんのほうに、提出された方の中に含まれているかどうかということを確認をし、その確認の上で、関与されていたということでありましたので御欠席をいただいたというものでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 つまり第9回の用地選定委員会に欠席を要請した理由は、その用地選定委員会の委員の1人が、今の答弁では関与が確認されたという言い方をしたと思いますが、そういう関与があったから、だから不適切だという判断で欠席を要請したということでしょうか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 この関与というのは何という認識ですか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 関与がどういう形のものだったかということでございますけれども、用地選定委員会の条例施行規則の第4条第4項におきまして、利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないという規定を定めておりますけれども、この用地選定委員会における利害関係者は、地権者、それから特定の地域に対してごみ処理施設の建設を積極的に誘致または拒否するような行動を取られる者というふうな定義をしてございますので、それに照らし合わせた中で、先ほど申し上げました要求書を出されたということをもって利害関係者ということにしたものでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 先ほど用地選定委員会条例施行規則第4条を引用されました。こうあります。「会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。」この利害関係を有するとは何かということで、今の答弁では、その候補地の地権者、またはこの施設に賛成か反対か、そういった意向を持っている。別の言い方をすると、賛成か反対か、そういった意思表示をしているというふうな説明がありました。これ、その定義によりますとという形で、そういうふうに、今、言われましたが、これ、そういった規定、定義はどこでされているのですか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 規則の規定に基づく、当局の方針でございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 つまりこれ、何らかの文書に定義されているわけではなくて、当局がそういうふうに判断をした。そういうふうに考えたということではないのでしょうか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 私はその辺で彦名自治会の人たちと当局の見解、なかなか折り合わない。前回の意見調整委員会でもこれに関して議論されましたが、折り合っていない。それぞれの主張が主張のままで終わったというふうに思います。

直の原因は、この利害関係者がどういう人を指すか、これ規則にちゃんと書かれているので。普通、利害関係者というと、その議論になっている対象の当事者というのが利害関係者だと私は思います。そういった観点から見ると、今回、尾高・日下地区の自治会の会長をしている方が用地選定委員会に入っている。これは、私は、当事者というふうに言えるのではないかと。別の言い方をすると、利害関係者というふうにもう判断できるのではないかと。そこの自治会の関係者というのは利害関係者に当たるのではないかと。いうふうに、彦名地区の方はそう主張していますし、私もそのように思うんですが。見解を伺います。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 地元の自治会長であることをもって利害関係者に当たるのではないかと。

ということのお尋ねでございますけれども、当該委員は、建設候補地における地区住民の代表という形で委員に就任いただいたわけではございません。西部地域全体の住民の代表といたしまして、最も規模の大きい自治体であります米子市の自治連合会の会長という形で就任をいただいております。それから先ほど申し上げました地権者でもないというところからして、私どもとしては、就任いただいた時点においては利害関係者には当たらないものというふうに考えております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 もちろん最初のときも、これは米子市の自治連合会の会長ということで就任しています。その時点で利害関係者というふうに私もそれは思いません。

ただし、この用地選定は、各自治体がそれぞれ候補地を出して、最終的に西部広域が手続きを踏んで決める、そういうふうになっています。で、米子市は2021年、この時点で調査対象地を米子市からは、これは調査対象地というのを今議論しているのは、焼却場等の中間処理のことだと思ってください。2つの地区を米子市からは候補地として正式に西部広域に提示しました。その2つの地区というのが彦名地区と尾高・日下地区です。私は、この時点で、もともとは米子市全体の自治連の会長として就任していただいた方でも、この時点で結果として候補地の自治会の会長でもある方、私はその時点で利害関係者に当たるのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○稲田議長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今も事務局長のほうからお答えしたとおりでありまして、あくまでも米子市の自治連合会の会長として就任させていただいたということであります。

それから、繰り返し、尾高・日下の、ということをおっしゃいますが、これは議員、明らかな間違いでありまして。今回、今話題に出ているその反対、具体的に言いますと、米子市長に対して候補地の取り下げをするようにという要望書を出されたのは、県地区の自治連合会の関係者の皆さんでありますので、これはしっかり認識していただきたいと思います。間違いです。

で、おっしゃっていることは、米子市から候補地を出した時点で不適格になってるんじゃないかということではありますが、もしそういう議論であると、米子市の自治連合会、連合体も駄目だということになれば、米子市の自治連合会の会長は、米子市から出した候補地については全て不適格になるということになると思います。連合体も駄目だということになればですね。我々としては、直接の候補地の直接の自治会の会長さんであれば、今、議員がおっしゃるようなことも確かに考えなければならなかったんだろうというふうに思いますが、その地域を含む連合体の会長が直接その時点で利害関係者になるという認識は持っておりませんでしたし、今も持っておりません。

ただ、先ほど御答弁申し上げたとおり、その後、具体的に、これは17名の県地区の自治連合会の会長の連名で、米子市の市長に対して候補地の提出を取り下げるようにという御要望があった時点で反対の意思が表明された。その17名の中に委員さんの名

前も確かにございましたので。という判断をしたということでございます。以上です。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** まず事実関係で、用地選定委員会の委員として就任された方、これは2021年の12月に米子市に出した要望書、連名で出している。これ連名で出している。で、今言ったように、これは県地区としてじゃなくて、それぞれの自治会の会長さんの連名で出している。その中に用地選定委員会になっている方もおられた。で、その自治会は尾高・日下地区に該当する、の中の自治会だった。それが事実関係です。で、今の副管理者の言われていることは、賛否を明らかにしたから、その時点で利害関係者となるということだと、そういうふうに聞こえますが。そういうことでしょうか。

○**稲田議長** 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 先ほど御答弁したとおりであります。連合体までは関係ないというふうに考えておりますし、具体的に賛否が認められる要望書を出された時点で利害関係が出てきているというふうに判断したというふうにお答えしたとおりであります。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** つまり米子市への、これ取り下げてくださいという要望書ですね、この中で自治会長17名が連名で出していますね。その方の1人が用地選定委員会の委員であったと。つまりこの方は、ここは、この用地に対しては選定することは反対だというふうな意思表示をしたから、だからその時点で、用地選定委員会と言う利害関係者に当たると考えて事務局は欠席を要請した。そういうことでいいですか。

○**稲田議長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** はい、おっしゃるとおりでございます。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** 私の考えとしては、最初に言いましたように、利害関係者をどういう範囲で取るかということに関して、これは意見が一致はしませんが、私としては米子市が2つの候補地を出して、その時点で結果として用地選定委員会の1人はある意味で当事者になるわけで。これから用地を選定しようという場合のその要素の当事者になるわけですから、当然この段階で、4条に規定している、会議の議事に利害関係を有する委員というふうに私は判断すべきだったというふうに思います。

ただ、これは見解が、そういった見解は一致しませんので、私の意見を申し上げておきます。

それから、もしその時点でないとしても、この用地選定委員会の委員さんが用地の選定に関して、この場合いわゆる反対ですけど、賛否を表明したその時点で利害関係者に当たるというふうになる。これはそのとおりだというふうに話しました。

これに関して質問しますけど、事務局の事務局は、3月の米子市の議会のやり取りで、この用地選定委員会の1人の委員が名前を連ねて、米子市に対してこの地域を用地選定することは反対であるという意思表明を、3月の時点で知った。それ以前は知る由

がなかったということでしょうか。

○**稲田議長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** はい、おっしゃるとおりでございます。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** これに関して私は確認したいのですが。当然、米子市に出した要望書ですから、その要望書に関しては直接的には西部広域の事務当局は知ることにはできないと思います。ただ、米子市の市長は伊木市長、副市長は伊澤副市長。で、西部広域の管理者は伊木管理者、副管理者の1人が伊澤副管理者。これ、管理者にお伺いしたいのですが、用地選定委員会に関して賛否を明らかにすると、その時点で、それは当局の考え方に沿って質問しますが、その時点で用地選定委員会での利害関係者に当たる。だから、伊木市長としては、前の年の12月の段階で用地選定委員会の1人が賛否を明らかにして、これは規則上、利害関係者に当たるというのは、市長としてはそういう認識であったと思うんですが、間違いないですね。

○**稲田議長** 伊木管理者。

○**伊木管理者** 御質問にありましたとおり、この要望書は米子市に提出されたものであります。で、私がその西部広域の管理者と米子市の市長を兼ねているということは事実でございますけれども、だからといって他の組織に対して、その兼ねているという事実をもって、情報を横流しすることは、これはよくないというふうに判断をいたしましたので、あくまで米子市役所の中だけでこれは処理したということでございます。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** 私もこの辺どういうふうに考えるべきかというのは、私自身もちょっと結論は出ないんですが、ただ、今、伊木管理者は、横流しという言い方をしましたが、私としては、市長としては前の年の12月の時点で知り得ていた。西部広域の事務局はその次の年の3月、議会のやり取りで初めて知った。この間、市長としては、西部広域の用地選定委員会で、出席することが不適切になるはずの利害関係者が用地選定委員会に加わっていたというのを、3月までそのまま見ていたと。別の言い方をすると、管理者の言葉を借りれば、横流しはしなかった。何もせずに様子を見ていた。でも、市長としては利害関係者を含む用地選定委員会が開かれて、これはまずいのではないかという認識は当然あったと思いますが、そういうふうな認識でありましたか。

○**稲田議長** 伊木管理者。

○**伊木管理者** これ繰り返しになりますけれども、私が市長の立場と、それから西部広域行政管理組合の管理者の立場を兼ねているということであったとしても、米子市に入ってきた情報を西部広域行政管理組合に提供するその根拠というものがお示しいたっていないわけですから、これは私としては、特にこれを米子市役所内だけで処理するということは妥当だったというふうに思います。

ただ、まあ経過の中で、議会という公の場に出たという時点で、これは世の中に明ら

かになったということで、西部広域はその時点で適切に対応したということだと思います。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 もちろん別組織でたまたま同じ方がそれぞれの組織に属していたということで、混同するのは私もそれはよくないと思います。

ただし、状況としては、用地選定委員会で利害関係者に当たる方が入っているという認識があっても、市長の立場から西部広域には何もアクションを起こさなかったというのは、何か私は、それに対して3月に議会で明らかになるまで、もしこれ3月の議会でやり取りがなければ最後までそのまま用地選定委員会が進んでいたとも考えられますから、何らかの手はず、何らかのことはできたのではないか。まあ例えばですけど、これは私が思いつく単なる例えばですけど、市長として、要望書を出した当事者に、そこで個人的に市長として話をして、これは、あなたは、例えば用地選定委員会の委員だけど、このままの状態はあまり適切でないのではないかとということを伝えるとか、それから米子市の個人情報とかの条例上、公益が優先すべきことに関しては、何らかの手続きを踏んで西部広域にそのことを伝える何らかの方法はあったのではないか。はたから見ると、その3か月間、知っていたのに何もしなかったということが一つの公平性の疑問を抱く理由になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○稲田議長 伊木管理者。

○伊木管理者 まず、第一に、何らかの、という言葉が繰り返されますけれども、そこは明確な根拠を持って質問をされるべきだと認識をしております。

それともう1つは、この話は結局、何か影響するのかというところだと思います。この一連の議論の中で。西部広域が認識をした時点で適切に対応をしたということ以外に、何かこのちょっとした時間のずれを一生懸命指摘されているふうに見受けられるんですけれども、果たしてそれは、何の指摘なのかなというのは、正直私も分かりかねるところでございます。

私は、まずは米子市長としての責任を果たす。そして西部広域においては管理者としての責任をそれぞれ果たすということが大切であり、そこに何か関連性を持たせる根拠法令なりがあるのであれば、それも指摘した上で、それは、何らかのではなくて、明確に指摘した上で御質問をされると、私も答弁しやすいなというふうに思います。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 私は、今の段階では管理者が指摘するように、何らかのという以上のことは、この場では言えないのですが、やはり、はたから見ても、12月の時点で市長としてはそういった情報は持っている。で、用地選定委員会はもちろん米子市じゃないですから。ただ客観的には、利害関係者に当たる方は議事に加わっている。その状況をあえて、何らかのと言いますが、そういったことに関して、そのまま何もせずに3月に明るみになるまでというのは、私は、結果としてはあまり状況としてはよくなかったのではない

かというふうに私の意見を申し上げておきます。

ただ私としては、繰り返しになりますが、米子市が候補地2つを出した。その時点で、その1つの候補地の関係者が結果として用地選定委員会の委員になってしまった。この段階で利害関係者と認識して対応していけば、公平性に関しての疑問も全く出なかったのではないかというふうに思います。これもお伝えをしておきます。

もう一方の分を聞きます。この彦名地区は原子力災害に関してUPZの範囲内、要は島根原発から30キロメートル圏内の範囲。これは原子力事故が起きた場合、これは屋内退避とか避難、これが出る地域になります。これに対して当然、用地選定のときに考慮はなされるべきではないかというのが彦名地区の方の主張です。

で、1つは、これに関して当局の回答は、もしそこが屋内退避、避難という状況になっても、そこが使えなくなっても周辺の処理施設で十分処理をしてもらえるとというふうな考え方を資料で示していますが、まず、それに関して、そのとおりかどうかを確認します。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 災害発生時におけます他団体での施設の処理に関するお尋ねかというふうに思いますけれども、意見調整委員会の資料は、災害が発生した際の、他団体におけます余剰処理能力について調査をしたものでございますが、これは環境省が公表しております資料に基づいて確認をしたものでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 私も意見調整委員会で出された資料を見ました。この余剰能力に関しては、もし、今、計画している焼却場等が使えなくなったとしても、その分の処理は余剰を見れば周りの処理施設で数値的には十分賄えるという資料、それは拝見いたしました。ただ、これ実際にそれを処理してもらおうとなると、単に空き容量があるだけ。これは最低必要条件を満たさないと駄目ということで。ただ、実際にそういう事態になって、処理をしてもらえるとというふうになるためには、こういった課題があると認識されていますか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 実際、災害時に他団体で受け入れをしていただくに当たっての課題認識についてのお尋ねかというふうに思いますけれども。私どもといたしましては、災害が発生をいたしまして県外で処理を行うということも十分想定をいたしました上で、あらかじめ他の公共団体と相互応援協定を締結したいというふうに考えておるところでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 当然、まだ正式に決まってないわけですから、そういった協定は今後の課題ということになりますが、空き容量という必要条件是資料から満たしているというのは数値上は確認できますが、それが実際に実現するとなると、まだ様々な課題が残って

いるというふうに思いますね。

それからもう1つ。こういったUPZを前提でいろいろ他団体に処理をお願いするのは、かなりいろんな意味でも損害が、放射能汚染の損害が出る、そういったことに関して、執行部、当局の考えは、これ原子力損害の賠償に関する法律でそういった原子力損害は当事者に保障してもらえる、そういった法律があるということで。多分これ言いたいことは、余分な経費というのは保障がしてもらえるので、前提の場合はそこまで考える必要がないというふうに私は読んだのですが、それで間違いないですか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、議員がおっしゃったとおりでございまして、間違いはないというふうに認識をしています。東日本大震災の際に、福島第1原発事故によりまして被災をされましたごみ処理施設がございすけれども、こちらにつきましては、今、お話が出ました原子力災害の賠償に関する法律の規定に基づきまして、環境省、まあ国のほうが主体となりまして除染作業をされて、組合のほうは負担をされていないということは確認しておるところでございす。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 今、答弁で触れられました除染作業云々というのは、これは具体的には双葉地方広域市町村圏組合の中の北部衛生センター、これ資料を見ますと、平成26年に作業環境を保つため施設内清掃及び放射線不安払拭工事をしたとあります。この工事に関してのことだと思えます。この工事は、今、国がと言ったんですが、少なくとも組合の費用負担は全くなかったというふうな事実関係で間違いないですか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 除染費用の負担についての改めての御質問だと思いますけれども、除染費用につきましては、組合のほうは負担をされていないということは確認をしております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 これで終わります。

○稲田議長 次に、今城議員。

○今城議員 米子市選出の今城雅子でございす。鳥取県西部広域行政管理組合議会令和6年2月定例会に当たり、1、地震津波対策強化について、2、常備消防としての職員配置についての内容2点の質問をさせていただきます。戸田議員と、先ほど御質問もありましたので重複する部分も多少あると思いますが、御容赦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず冒頭に、元日に発災しました令和6年能登半島地震で犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたします。また、今なお避難生活を続けておられる多くの被災者の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、発災当初から救助や捜索に従事してくださった消防や自衛隊、行政関係の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

今回の能登半島地震では、発災当初から多くの方が家屋倒壊や火災の発生により行方不明となり、全国から緊急消防援助隊の救助、救出、捜索活動の様子が報道されました。

現地で活動した大阪市消防局の派遣隊の方は、発災から4時間半後に装備を整え能登へ向かった。現地に着くと、道路に割れ目が入っていたり土砂災害が起きていたり、進むのか回り道をするのか、ギリギリの判断の連続であった。渋滞もあり、輪島市の輪島消防署に到着したのは翌日午後5時半頃であったというお話もありました。通常なら数時間で到着する現場までほぼ1日を要したということは、時間との戦いでもあるし、消防や救助の現場に向かった隊員の方々にとって、どれほどの焦りやもどかしさを感じられていたのかなというふうに推察をいたしました。

このような状況下で、総務省消防庁からの出動指示による鳥取県大隊として本組合消防局からも出動派遣を行いました。そこで、先ほどもありましたが、鳥取県大隊として派遣された本組合消防局の体制について、派遣隊の延べ数、延べ人数、実派遣者数について伺っておきます。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 緊急消防援助隊の派遣に関する御質問でございますが、能登半島地震では、緊急消防援助隊鳥取県大隊の西部消防局中隊といたしまして、延べ20隊、65名、実派遣人数は64名でありました。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 この緊急消防援助隊ですね、平成7年阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、大規模災害時に都道府県の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動を効果的に迅速に実施し得るよう、全国で援助体制を構築するために緊急消防援助隊が創設されたと。

そこで、本組合消防局もこれまで数々の緊急消防援助隊での出動や経験がありますが、今回の令和6年能登半島地震を通してどのような現場状況があり、また、消防という立場から地域住民にとってどのような教訓があったのかを伺います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 災害派遣を通した圏域住民への教訓に関する御質問であります、2点についてお答えいたします。

まず、1点目。過去、阪神淡路大震災では、市街地において多くの家屋が倒壊しまして下敷きによる被害が発生したことから、建物の耐震化や家具の転倒防止措置の必要性が求められたところでございます。

今回の能登半島地震におきましては、大規模な土砂災害の発生で進入路が寸断されたことにより早期救出活動に着手できなかったこと、また、至るところでライフラインが途絶し孤立化したことから、長期避難のための十分な食料や水また燃料などの備蓄の必要性を感じたところでございます。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 備えるということはそういうことなんだなっていうこと、これでいいとい

う備えはやっぱりないんだなということも非常に感じるところです。防災に対する施策は、それぞれ自治体に最適となる防災計画を立案し、訓練や新たな知見を持ってアップグレードしながら、啓発や実行の体制強化を繰り返しながら進んでいく。そういうふうに、防災には終着点はないというふうに私は常に感じているところです。

そのようなことを踏まえて、今回の能登半島地震の出動を通して、本圏域の各自治体の防災についてどのような教訓を得たのか伺っておきます。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 自治体の防災に関する御質問でございます。

こちら2点にまとめて御回答させていただきますが、このたびの災害では、地震発生に伴う市街地火災の被害の大きさを改めて痛感しましたことから、例えば電気を自動的に遮断するための感震ブレーカー、また、ガスの供給を自動的に遮断するためのマイコンメーター、このようなものを積極的に設置取組するなど、住宅防火対策の必要性を強く感じたところでございます。

もう1点、道路寸断によりまして応援隊の到着が困難を極めましたことから、部隊侵入に必要な主要道路の最低限の瓦礫処理など、救援ルートを早急に確保するための道路啓開体制の強化が必要であると感じたところです。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 今回の能登半島地震では、発災当時から半島特有の地理的要因によって容易に現地に入ることができず、早期の救助を困難にしていたというふうに言われています。今、局長がおっしゃってくださったとおりの現場に皆さんいらっしゃったんだなというふうに感じているところです。

能登半島地震の出動の経験から、本組合消防局としてどのような課題が見えてきたのか、また、このような状況を踏まえた今後の取組について伺いたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 当局の課題などに関する御質問でございますが、今回の災害派遣の課題といたしましては、道路が寸断され、被災地への進入が困難であったこと。寒さの中での活動であり、隊員の体調管理に苦慮したこと。また、地震による土砂災害となったため、余震が続く中で退路を確保しながらの緊迫した活動となったことなどが挙げられるところでございます。

今後、国としても様々な課題を整理した上で、一元的な対策が練られることが想定されますことから、これらを踏まえ、歩調を合わせて体制整備に取り組んでいく所存でございます。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 地域防災や住民の避難などの防災体制については各自治体が備えるべきことではありますけれども、本組合は圏域住民の生活に密着した各種の共同処理事務を実施しております。本組合の様々な所管事務全体において、災害時の備えや計画は非常に

重要と考えております。そこで、事務局として災害時に備える体制について、現状と課題、今後の取組を伺っておきます。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 災害時に備える体制の現状と課題について、まず初めにお答えさせていただきます。組合が所管いたします不燃物処理事業、し尿処理事業及び火葬事業などは、圏域住民の生活に密着しているため、BCP、事業継続計画でございますけれども、こちらを策定いたしまして、災害時においてもこれらの業務が滞ることがないように、継続して行うことができる体制を確保することとしております。

災害発生時においてはBCPは策定をしているものの、災害対応自体が非日常的な対応でございますので、迅速な施設・設備の復旧対応に関して、職員の対応力の向上、これが課題であるというふうに認識しております。

また、今後の対応についてのお尋ねでございますけれども、今後は災害時を想定いたしました訓練を定期的を実施することで、職員の知識や経験の積み重ねに努め、災害時におきましても迅速に施設・設備の復旧対応を実施することができるよう、体制の強化に向けた取組を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 ぜひ、よろしくお願いします。今、復旧対応に関しての訓練をとということで、本当にこれまであまり行われていなかったのかも知れないなあと。自治体ではいろんなことを考えますが、じゃあ西部広域としてどうなのでしょうと思ったときには、なかなか思いつかないですね、訓練をつていうことって。やっぱりプラントもありますし、プラントを動かしてくださっている職員の方とかもたくさんいらっしゃるわけですから。そういう意味ではしっかりとしたBCPを、事業が継続できるような体制を整えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鳥取県では、今回の地震の教訓から避難所生活や集落の孤立化が長期化した場合を想定して、災害関連死を防ぐために、避難所での衛生環境の改善に向け、来年度一般会計当初予算案に、トイレカー2台とシャワーカー1台の購入を計上されているということです。災害時のトイレ整備として有益である災害用トイレトレーラーですが、単市での導入は非常にランニングコストも含めてハードルが高いものだというふうに思っています。

今回の能登半島地震への緊急消防援助隊の派遣を考えたとき、災害発生時、被災地への支援資機材としても、また、本組合から災害派遣時の自己完結のための機材としても使用できる災害用トイレトレーラーを、本組合として整備していくことを検討してみてもはどうかというふうに感じますが、御所見を伺いたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 トイレトレーラーの整備に関する御質問でございますが、県外の被災地で活動します我々緊急消防援助隊につきましては、使用する車両及び機材が特殊であ

り、非常に高額のため、国の補助事業や法に基づく無償使用制度により整備をしているところでございます。

このうち、国から無償使用配備されています支援Ⅰ型車両には既にポータブルトイレが備わっているもので、また専用のテントも配備されており、災害派遣時の自己完結のための機材として整備されているところであります。

これらのことから、災害発生時の支援機材としてのトイレトレーラー整備については、消防としては検討の予定はないということです。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 承知いたしました。既に機材としてはあるということですので、その大変高額な機材であろうかと思えますけれども、しっかりと使っていただきながら安全にしていいただければと思っています。

今回の能登半島地震の教訓を通して様々伺ってまいりました。消防力をはじめ廃棄物処理事業やし尿処理の事業、火葬事業など、圏域住民の生活に密着した各種の共同処理事務が、災害が発生しても継続していける、そういう体制強化について実効性のある計画などの見直しをしていただくようお願いをして２点目の質問をしたいと思えます。

次に、常備消防としての職員配置についてなんですが、災害時の対策強化、なかんずく常備消防力については災害時に十分に対応できているのか、先の能登半島地震の現状を通して、本圏域でも非常に危惧されるところではないかというふうに思います。先ほど戸田議員の質問もありましたが、常備消防として本組合消防局の職員と消防吏員についての定数、現在の充足状況また来年度の充足予定について伺います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防職員の定数などに関する御質問でございます。消防職員定数にありましては、当組合の職員定数条例第２条第１項第４号によりまして２９２名でありまして、現在の職員数は２８８名でございます。

来年度の職員数は２９５名でありまして、このうち１６名が鳥取県消防学校へ入校することとしているところです。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 先ほども伺いましたけれども、今回の緊急消防援助隊の派遣には、延べ数で２０隊６５名派遣を行われたということでした。その間、前の隊と次の隊との交代のために派遣期間が重なっているというふうに伺いました。この期間に重複して県外派遣となっていた隊員数は何人だったのか伺っておきます。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 地震への派遣に関する御質問でございますが、繰り返しになりますが、今回、当局の緊急消防援助隊は、１１日間の派遣期間中、第１次隊から第４次隊まで出動し、１次隊から３次隊までは１７名ずつ、４次隊は１４名、計６５名が現地へ出向し活動しております。

このうち、隊の入れ替えに伴う部隊の重複日が３日間ございまして、この期間はそれぞれ最大３４名となったところです。

○**稲田議長** 今城議員。

○**今城議員** 分かりました。先ほどの御答弁から、現在は職員定数に足りていないという状況だということと、このたびの派遣期間中には、やっぱりさらに最大３４名が３日間、常備消防としての人員配置が少なくなっているということが分かりました。

３４名人員が少ない常備消防の体制になっていたのも、この間、どのように人員配置を行っていたのか伺いたいと思います。また、災害派遣などの指示や要請があった場合も含めて、消防吏員の定数や充足状況について現状に課題はないのか伺っておきたいと思います。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 災害派遣時の人員的課題に関する御質問でございます。

まず緊急消防援助隊は、国が各都道府県の消防隊員数や保有する車両などの比率により部隊登録の目標値を各都道府県に示し、その配分を県内で協議し、基本的な出動計画が策定されているところでございます。

実際には、消防庁から緊急消防援助隊の出動の指示または要請が行われる場合、応援する側の地元消防力に支障をきたさないように事前に出動可能部隊数の報告を求め、これにより、派遣する部隊規模の調整が図られているところでございます。

派遣される隊員につきましては、勤務時間の割り振りを変更して対応し、残留部隊の隊員に不足が生じる場合には、時間外処理などにより補完しているところでございます。

課題といたしましては、人員や車両の調整などに苦勞することもあるところではございますが、緊急的かつ短期的なものとして対応している状況でございます。

○**稲田議長** 今城議員。

○**今城議員** 承知をいたしました。災害派遣については、初動の短期的対応であるということが多いという考えで対応はできているというようなことでした。

では現在、本組合の消防局の消防吏員の年齢構成や経験年数について伺っておきたいと思います。この構成によって、隊は本当に編成できるのかというようなことも多少危惧されるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 消防吏員の年齢構成などに関する御質問でございます。

当局職員の年齢構成を見ますと、外部派遣及び初任教育中の定数外職員も含めた２８８名中、１０代及び２０代が９３人、約３２％。３０代が８４名、約２９％。４０代は５４名、約１９％。５０代以上が５７名の約２０％となっており、平均年齢は３７．１歳、在職年数は平均で１６．３年となっております。

○**稲田議長** 今城議員。

○**今城議員** 分かりました。やっぱり、どうですかね。４０代の職員の方が少ないのか

なってしまうのは、隊の編成上その年齢になられた方が階級も上がってこられるっていうこともあったりして人数的に少なくなるのかなとも思ったりはしますが、ここ数年の考え、感覚というふうに申し上げていいか分かりませんが、消防吏員の募集人員が多くなってきているなというふうに思っています。定員を極端に増員していないという現状で募集人員が増えているというのは、中途退職者が多くなっているのではないかとというふうに推察できますが、現状を伺いたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 中途退職者の現状に関する御質問でございます。

本年度の例で申し上げますが、退職予定者は12名おまして、その内訳は、今年度から始まりました定年延長制度で60歳退職を選択した者が2名、当組合の早期希望退職制度に応募した者が2名、その他自己都合退職は8名という現状でございます。参考までに過去の10年間の自己都合退職者は、年平均4.4人でありました。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 自己都合、たまたま今年度だけが多いのか分からないんですけども、自己都合でお辞めになった方が8名、平均的には4.4名であることを考えると、やっぱり多くなっているのかなっていうふうに思わざるを得ないのかなっていうふうにも思います。戸田議員も先ほどおっしゃってましたけれども、本議会の同僚議員からも消防吏員の中途退職者が多くなっていることに対して、常備消防としての大勢に影響はないのかというふうに危惧される話はよく同僚議員間で行っているところでして。職業選択の自由は憲法で保障されているものではありませんが、志高く消防吏員に応募した人材が、中途退職されるというのは残念なことだなというふうに感じます。中途退職者の退職理由や再就職先などの状況について、消防局としては把握をされているのか伺っておきたいと思います。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 中途退職者の退職理由などに関する御質問でございますが、消防職員の中途退職者の増加については大変御心配をかけているところでございます。

退職希望者につきましては、私どもの職場環境の問題の有無などの確認のため、所属長が毎回面談を行っているところであり、その理由はおおむね把握しているところでございます。

また、再就職先についても、面談時にその予定を聞き取っているところでございます。

参考までですが、過去3年間、自己都合退職18名の再就職先の内訳としましては、消防職員を含む地方公務員及び国家公務員が5名、自動車整備や電気工事関係など民間企業また自営業、林業などが10名、再就職が決まっていないものが2名、回答しなかった者が1名となっている状況でございます。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 退職された方を含めて消防吏員、消防職員に対する給与や待遇面でどのよ

うなその方たちがニーズがあるのか、また、消防局としての職場環境や待遇についてのニーズ調査というのはどのようなになっているのか伺います。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 消防吏員の待遇面の調査などに関する御質問でございますが、職員からの要望につきましては、消防組織法に規定され、毎年開催いたします消防職員委員会において、勤務時間や勤務条件また厚生福利に関すること、さらには装備品の導入に関することなどの意見提出を受けることとなっているところでございます。

○**稲田議長** 今城議員。

○**今城議員** では、そのニーズ調査の結果についてどのように分析して、ニーズに応えるための対策をどのように行っているのか伺います。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 調査結果の対策に関する御質問でございますが、職員から提出された意見につきましては、消防職員委員会において審議され、その結果を消防局長に報告することとなっているものです。本年にありましても、様々な意見、要望があったところであり、その中から特殊勤務手当及び時間外勤務手当に関する事項につきましては、今後審議すべき事項として審議結果の報告を受けましたことから、担当課長に具体的な検討に入るよう指示したところでございます。また、定例の所属長会議におきましても、職員の様々な意見を共有し、その対応について都度、協議を図っているところでございます。

○**稲田議長** 今城議員。

○**今城議員** よく分かりました。対応をしていただきながら、また進んでくださっているというお話を伺いました。先ほどの御答弁で、来年度16名ですかね、消防学校への入校が決まっているってことでしたが、新規採用の消防吏員は初任科の教育期間が約8か月あるということを伺いまして、その後に各署に配属されるという、そして消防士としての一步を踏み出すということになるわけですので、約1年間この方たちは、人数外という変な言い方ですけども、実際の消防の活動には参加されない方々だというふうに思います。志高く消防吏員に応募して、厳しい訓練を受けて勤務している職員の方々が皆さん方だということを考えますと、消防吏員として様々な訓練を行う初任科期間、教育期間も含めて、本組合消防局がしっかりと育成してきたにもかかわらず、中途退職をされて他県の消防局に再就職されたりするようなら、常備消防力をはじめ様々な意味で大きな損失ではないかというふうに感じます。

今後、常備消防力の体制整備のためにも、消防吏員、消防職員が働きがいのある職場づくりのために、給与体系や処遇について検討してもいいのではないかというふうに感じていますが、御所見を伺います。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 本組合の給与体系や処遇改善に関する御質問でございますが、議員御

指摘のとおり、ここ最近の退職者のうち数名が他の消防本部へ再就職していることは承知しているところでございます。一方ではありますが、当局におきまして、ここ近年、ほぼ毎年のように他の消防本部からの職員を採用しているほか、自衛官、警察官からの転職もあり、それぞれ求めるワークライフバランスによりまして職種や職場を選択しているものと推察しているところです。

給与体系につきましては、当組合発足時より構成市町村の御理解の下、米子市の給与体系に準じ支給させていただいているところでありまして、現時点で特段の検討の考えはないところでございます。また、各手当面につきましては、活動内容の変化や社会情勢に合わせたものとなるよう、今後も検討を重ねていくものと考えているところです。以上です。

○稲田議長 今城議員。

○今城議員 分かりました。一たび災害が発生したときに、私達住民が一番頼りにしているのは言うまでもなく消防の皆さんです。県内や近隣の圏域で総合力としての常備消防力を奪い合うようなことは絶対にしてはならないものだとは私は思っています。しかしながら今後も近年のような消防吏員の中途退職者が多く発生するようなことがあるのであれば、圏域住民の生活に不安が生じてしまうなというふうにも思います。このようなことがないよう、しっかりと説明や相談、対話に努めていただきながら育成をしていただきたいというふうに要望したいと思います。

先ほど戸田議員もおっしゃっておられましたが、もしも子育て世代へワークライフバランスを推進する上での働き方の改革のために人員の増員が必要であるならば、先ほどは10名を検討するというふうにおっしゃっていましたが、圏域住民の安心安全のため、議会としては十分に理解できる部分ではないかというふうに思っております。このことは申し添えておきたいなというふうに思います。

さらに、これはあくまでも、私の私見としてお聞きくださればよろしいんですけども、本年度から、先ほどもお話がありましたが定年延長制度が始まりました。職員配置の関係からこの定年延長制度により、定年前と同一の職種、同一の職責や権限、同一の勤務形態として再雇用するのであれば、その職責に見合った処遇も担保してあげていただきたいなというふうに思います。特に指揮命令系統を持つ消防吏員には必要な措置ではないかなというふうに個人的には思っていますし、また同様に、差をつける必要はないと思いますので、事務局においても同様をお願いしたいなというふうに、これは私の私見としてお聞きくださればよろしいかなというふうに思います。

いずれにしましても、本組合が担う共同処理事務は、圏域住民にとって非常に身近であり、安全安心な重要な事業を担っているところでありますので、共々にさらに圏域住民のため働く決意を表明しまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○稲田議長 次に、山本議員。

○山本議員 14番、山本です。本日は、新しいごみ処理施設（中間処理施設）のごみ

収集運搬について一般質問を行います。今回、西部広域行政管理組合議会におきまして、初めての一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私の町、日南町議会では、通告した質問に対しまして執行部からの答弁用紙が届くのみということでございまして。今回、事前に事務局のほうからヒアリングを受けまして、私の質問の意図もお伝えをしておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、西部地区一帯をカバーする中間処理施設は、令和14年度稼働を目指して現在建設予定地の選定を行い、地元自治会の皆様に御理解をいただけるよう話し合いを進めておられる最中でありまして、執行部におかれましては、地元関係者の皆様への先進地視察の実施や意見調整委員会を設置するなど、丁寧な説明を心がけておられますが、さらに一層粘り強く、御理解いただけるよう努めていただきたいと存じます。

このような現状の中、時期尚早かもしれませんが、私は新しいごみ処理施設のごみの収集運搬について一般質問を行います。と言いますのは、このたびの質問内容は、今後、町の収集運搬方法を検討する上で重要な要因だと考えているからでございます。どうか、可能な限り具体的にお答えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは質問に入りますが、議長、質問の形式ですが、私の町では通告した内容を、今、私は3項目挙げておりますが、続けて最初に質問させていただいて、回答いただいた後に再質問をさせていただくという形でもよろしいでしょうか。

○稲田議長 特に。そのやり方でどうぞ。

○山本議員 そうしますと、まず1つ目といたしまして、ごみ処理施設が完成したときには、米子市などを除いて多くは自治体内での収集運搬であったものが、より遠方にごみを運搬することになり、コストの増加が予想されます。米子市までの距離によって費用も異なります。そこで、この費用について西部広域行政管理組合全体で負担をされるのか、各市町村で負担をされるのか伺います。また、本組合では遠隔地の収集運搬コストの軽減策をどのように考えておられるのか伺います。

続きまして、直送方式と中継方式のコスト比較について伺います。米子市周辺の自治体では、ごみの運搬については直送方式が有利だということは容易に想像がつきますが、私が住まいをしている日南町は、新しいごみ処理施設からは一番遠方になると思います。この場合、町内で収集したごみを毎回米子市まで運搬するよりも、一旦ストックをしておき、ごみの量がまとまった時点で運搬する中継方式のほうが経費は少ないと考えておりましたが、令和3年の整備基本構想案では直送方式が安価であるとされております。そこで、なぜこのような結果になったのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。また、この資料の中に、直接搬入するごみの中継方式の説明もありましたが、中継施設を安価に整備する方法についても教えていただきたいと思います。

3つ目といたしまして、例えば中継施設を建設する場合、新たな土地に形成する場合、数年は用地選定等の年数が必要と思われるので、現実的には今ある焼却施設を解体して建設するのが現実的だと思います。そこで、このことを前提とした場合、中継施設建

設の年次計画はどのように想定をすればよいのか伺います。

以上、最初の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 最初に御質問いただきました処理施設までの収集運搬経費の負担、それから２点目でありました遠隔地の収集運搬コストの助成につきまして、まず初めに私のほうから御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目でございます。収集運搬経費の負担についてでございますけれども、一部事務組合の事務は、構成市町村の事務の一部を共同で処理するものであり、これを規定する一部事務組合の規約は、構成市町村の議会の議決及び県知事の許可によることと地方自治法に規定されております。ごみ処理に関する本組合の共同処理事務は、施設の設置及び管理運営に関することというふうになっておりまして、収集運搬につきましては規約に規定がございませんので、構成市町村の事務となっております。したがって構成市町村の収集運搬にかかる経費は、各市町村で御負担をいただくものでございます。

次に、遠隔地に対する配慮についての検討でございますけれども、中間処理施設から遠方となる構成市町村は運搬経費の負担が大きくなるということを想定しておりまして、令和３年の１月に開催いたしました正副管理者会議におきまして、次期施設の管理運営費、この部分に係ります負担割合は、遠距離地域に対する配慮を含め、今後の人口の状況や社会情勢等を踏まえて検討するというようにしております。

私のほうからは以上でございます。

○稲田議長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 それでは、中継施設の関係につきましては私のほうから御答弁を申し上げます。

まず最初に、令和３年８月に策定いたしました基本構想における可燃ごみの直送方式と中継方式のコストについてでございますが、平成３０年度の各市町村の収集運搬費に基づきまして、新施設の位置を米子市役所の位置と仮定して試算したものでございます。

直送方式のコストにつきましては、構成市町村の現状の収集運搬契約等の状況を踏まえ算出しておりまして、日南町におかれましては、収集運搬費として年間約２，３００万円になるものと想定しております。

これに対しまして中継方式のコストにつきましては、収集ごみを大型車両に積み替え運搬する大がかりな中継方式を想定しておりまして、この場合の日南町における収集運搬費は、年間で約３，２００万円になると想定しております。

これらの検討の結果、基本構想におきましては、日南町をはじめ全ての市町村におきまして直送方式のほうが安価という結果となったものでございます。

続きまして、中継施設を整備する場合の安価な整備方法についてでございますが、中継施設の整備費は、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象となっておりますので、当該交付金を活用した施設整備が可能となっております。

また、基本構想にも記載しておりますが、先ほど御質問の中にもございましたが、現有の焼却施設を解体され、その跡地にストックヤードを整備される場合には、廃止する焼却施設の解体費とストックヤードの整備費がそれぞれ交付対象となるため、市町村の負担軽減につながるものと考えております。

そして、ストックヤードを建設する場合の事務スケジュールについてでございますが、旧施設を解体し、そこにストックヤードを新設された他団体の事例を見ますと、旧施設の解体設計と中継施設の設計及び工事発注方式の検討に1年、契約及び解体工事に2年、ストックヤード等整備工事に1年の計4年程度が必要とされております。私からは以上でございます。

○稲田議長 答弁はそろいましたね。山本議員。

○山本議員 回答ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず最初に、令和3年1月の正副管理者会議ということで、次期施設の管理運営費は、遠距離地域に対する配慮を踏まえて、副市町村長会議で別途協議することになっているということでお答えをいただきました。この会議でいつ頃から運営費の助成の検討を始められるのか伺いをいたします。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 管理運営費の負担割合の検討の時期でございますが、まずは中間処理施設につきましては、現在、意見調整委員会の開催中ということでございまして、この中間処理施設の場所を確定させる必要がございます。その後に着手をいたします施設の基本設計の中で、施設の処理方式を絞り込むこととしておりまして、その時点で一定の確度を持った管理運営費の検討が可能となりますことから、基本設計と並行して負担割合の検討を行うものと想定をしております。

○稲田議長 山本議員。

○山本議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、もう1点。日南町役場から米子市までは約40キロメートル以上の距離がございます。重ねてになりますが、当然コストも増えてまいりますので、ぜひとも日南町をはじめ遠距離自治体への軽減策を検討していただきたいというふうに思っております。どうでしょうか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 構成市町村の収集運搬費に係ります負担の在り方の検討ということのお尋ねでございますが、先ほど事務局長のほうから御答弁申し上げておりますが、組合の管理運営費の負担割合の中で配慮をさせていただきたいと考えております。

○稲田議長 山本議員。

○山本議員 そうしますと、続きまして、中継方式について再度伺いをいたします。整備基本構想におきましても、最終的には各市町村にて詳細に検討してくださいという

ふうな形になっておりますが、ただ単純に各市町村で決めなさいということだけでしたら、このような資料の作成は必要ないというふうに思います。やはり西部地域全体での取組だからこそ、この地域全体で考えましょうということで、この基本的な考えから作成をされた資料だというふうに思っております。そうしまして新しいごみ処理施設が建設されれば、今ある焼却処理施設、ごみ処理施設の処分の方法、解体の方法とかですね、解体費とか大きな課題となってくると思っております。本組合のホームページには、この処分に当たり循環型社会形成推進交付金制度の活用もあるというふうに示されております。解体撤去後の跡地に、交付金制度を活用しストックヤードや中継施設を施設整備する場合、解体撤去費、交付対象事業費の3分の1に交付金が充当され、残りの費用についても、起債の充当や起債償還金に対する交付税算入といった財政措置が行われているとありました。

日南町の場合に、焼却施設の解体費用を幾らで試算をされたのでしょうか。またそのとき、このような交付金制度を利用したケースについて計算をされたものなのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 誠に申し訳ございませんが、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思えます。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 大変失礼いたしました。可燃ごみ処理施設の解体費、撤去費でございますが、以前検討いたしておりました、日南町の施設の場合は、およそ1億400万円ほどでございます。これは当時の契約の見込額ということで、これに対する財源として3分の1程度、国の交付金が支給されるというものでございます。以上です。

(「試算の中に算入されていたかどうか。」と山本議員)

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 この解体撤去、よろしいですか議長。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 はい、すみません。解体撤去費にかかる支出がおよそ1億円、で財源として、この1億円に対しておよそ3分の1が国から来るという格好ですね。

○稲田議長 山本議員。

○山本議員 ヒアリングのときに詳しくお聞きはしませんでしたので、もし何でしたら後ほどでも結構ですので、教えていただければと思います。これは将来、日南町で計画するときに参考にさせていただきたいと思って質問をさせていただきましたので、後ほど教えていただければ結構でございます。

そうしますと3番目でございますが、最後のところでございます。中継施設には大がかりな中継方法や簡易なものもあるとは思いますが、敷地があれば設置可能なのか、ま

た、ストックヤードが必要なのかお伺いをしたいと思っております。

○**稲田議長** 生田課長。

○**生田事務局ごみ処理施設整備課長** 中継施設を整備する場合の整備内容ということでございますが、これは各市町村の分別の区分ですとか、収集運搬の体制、また民間業者で処理されるものもあろうかと思いますが、その処理先までの距離、こういったものによっても異なってくるものでございますので、一概には申し上げることはできないものと考えております。

なお、ごみの積替えや、保管をする際には、施設の周囲に囲いが設けられ、ごみが飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずる必要があると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定がございますので、これらに対応できる整備内容とされる必要があると考えております。

○**稲田議長** 山本議員。

○**山本議員** 大体のイメージがつかめました。これから日南町でもこのストックヤード建設とか、いろんな議論はさせていただきたいと思います。御丁寧な回答をいただきまして誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○**稲田議長** 以上で、組合事務一般に対する質問は終わりました。

~~~~~

## 第5 議案第3号～議案第7号

○**稲田議長** 次に、日程第5、議案第3号から第7号までの5件を一括して議題といたします。

これより、5件に対する質疑に入ります。通告による質疑はありませんでした。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5件の議案のうち、議案第3号から第5号までの3件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務消防常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第6号及び議案第7号につきましては、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時46分 休 憩

## 午後4時02分 再開

**○稲田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、5件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。山路委員長。

**○山路総務消防常任委員長**（登壇） 失礼します。総務消防常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託された議案3件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○稲田議長** 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。奥岩委員長。

**○奥岩予算審査特別委員長**（登壇） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第6号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○稲田議長** 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、5件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○**稲田議長** 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時09分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 稲 田 清

同 議員 戸 田 隆 次

同 議員 山 路 有